

吹田市高齢者生活支援体制整備協議会設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号の規定に基づき、高齢者の日常生活の支援に係る体制の整備その他を促進するため、関係機関、関係団体及び高齢者等の生活支援サービス提供主体等その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が幅広く参加して定期的な協議を行い、相互の連携を図ることにより、地域の実情に応じた高齢者の生活支援体制の整備を図ることを目的として設置する「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会」（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を聴取する事項)

第2条 協議会において委員から意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域における生活支援サービスに関する状況把握等に関する事項
- (2) 生活支援サービスの資源開発及び基盤整備に関する事項
- (3) 生活支援サービス提供組織の活動の維持・発展のための活動基盤の支援策等に関する事項
- (4) 関係機関等とのネットワーク化に関する事項
- (5) その他協議会が目的達成のために必要と認めた事項

(構成)

第3条 協議会は、委員18人以内で構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生活支援サービスを提供している事業者等
- (3) 市内の福祉関係団体及び公共的団体の代表者
- (4) 介護保険のサービス事業者等
- (5) 吹田市広域型生活支援コーディネーター
- (6) 吹田市地域型生活支援コーディネーター
- (7) 市民委員
- (8) 関係機関

3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員は再度選任することができる。

4 委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前委員の選任期間の残期間とする。

(委員長等)

第4条 協議会に委員長及び委員長職務代理者を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長職務代理者がその職務を代理する。

3 協議会の会議は、福祉部長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係者からの意見の聴取等)

第5条 福祉部長は、必要に応じ関係者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。